

# 高松市リスクマネジメント体制整備要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、本市職員による事務の管理及び執行が法令等に適合して行われるための取組及び不適正な職務執行による事務の誤りを生じさせないための取組について、その基本的事項を定めることによつて、適法かつ適正な行政運営を確保し、もつて市民の市政に対する信頼を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「所属」とは、市長部門、消防局、みんなの病院事務局、教育委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局及び市議会事務局における各課、各センター及び各署（行政機構上、課内又はセンター内に存在するものを除く。）並びにこども未来館、中央図書館、出納室、高松第一高等学校事務局及び塩江分院事務局をいう。

2 この要綱において「所属職員」とは、高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例（平成24年高松市条例第82号。以下「職員倫理条例」という。）第2条第1号に定める職員のうち、所属に属する者をいう。

3 この要綱において「法令等」とは、職員倫理条例第2条第3号に定めるものをいう。

4 この要綱において「リスク」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 潜在リスク 所属職員による事務の執行に当たり発生することが予想される所属職員の法令等違反、不適正な職務執行による事務の誤り、外部からの不当要求行為（職員倫理条例第2条第6号に定めるものをいう。以下同じ。）又は不当行為（高松市不当行為等対策マニュアルに定めるものをいう。以下同じ。）

(2) 顕在リスク 所属職員による事務の執行に当たり発生した所属職員の法令等違反、不適正な職務執行による事務の誤り、外部からの不当要求行為又は不当行為をいう。

5 この要綱において、「リスクマネジメント」とは、前条に定める目的を実現するため、所属職員の事務の管理及び執行が、法令等に適合し、かつ適正に行われることを確保するために必要な体制を整備し、当該体制の実効性を評価して継続的に改善しつつ運用することをいう。

## 第2章 リスクマネジメント組織

(リスクマネジメント最高責任者等)

第3条 市長は、本市のリスクマネジメントを行う最高責任者（以下「リスクマネジメント最高責任者」という。）とする。

2 副市長をリスクマネジメント最高責任者補佐とし、本市のリスクマネジメントに関し、リスクマネジメント最高責任者を補佐する。

3 リスクマネジメント最高責任者に事故があるとき、又は欠けたときは、総務局担当の副市長、他の副市長の順序によりリスクマネジメント最高責任者補佐がその職務を代理する。

(リスクマネジメント統括部署等)

第4条 本市のリスクマネジメントを統括する部署としてリスクマネジメント統括部署を置き、総務局コンプライアンス推進課をもって充てる。

2 本市のリスクマネジメントを統括する責任者としてリスクマネジメント統括責任者を置き、総務局長をもって充てる。

(リスクマネジメント責任者)

第5条 市長部門の各局長、会計管理者、消防局長、病院局長、教育局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長及び市議会事務局長の職にある職員を、リスクマネジメント責任者とする。

2 リスクマネジメント責任者は、各自が指揮監督する職員が属する所属全体におけるリスクマネジメントを実施する責任者とする。

(リスクマネジメント管理者)

第6条 所属のリスクマネジメントを実施する責任者として、所属にリスクマネジメント管理者を1名置く。ただし、所属の人員が少ない等やむを得ない理由がある場合には、複数の所属で1名のリスクマネジメント管理者を置くことができるものとする。

2 リスクマネジメント管理者は、所属の課長職にある職員とする。

(リスクマネージャー)

第7条 所属の各係に、リスクマネージャーを1名置く。ただし、所属の人員が少ない等やむを得ない理由がある場合には、複数の係で1名のリスクマネージャーを置くことができるものとする。

2 リスクマネージャーは、係長級職員とする。ただし、所属のリスクマネジメント管理者が認める場合はこの限りではない。

### 第3章 リスクマネジメント体制

(所属職員の責務)

第8条 所属職員は、自らの業務執行に当たりリスクを認識した場合には、速やかに、所属のリスクマネージャー又はリスクマネジメント管理者に通知しなければならない。

(リスクマネジメント管理者の責務等)

第9条 リスクマネジメント管理者及びリスクマネージャー（以下「リスクマネジメント管理者等」という。）は、前条の規定によりなされた通知について、その内容に応じて、直後に実施するリスクマネジメント会議の協議内容とし、リスクマネジメント責任者にリスクの内容を報告し、リスクマネジメント統括部署にリスクの対応について助言を求める等の措置を取るものとする。

2 前項の規定に基づき報告を受けたリスクマネジメント責任者は、その内容に応じて、速やかに、リスクへの対応を指示し、又はリスクマネジメント最高責任者若しくはリスクマネジメント最高責任者補佐に対して、報告するものとする。

3 第1項の規定に基づき助言を求められたリスクマネジメント統括部署は、その内容に応じて、リスクマネジメント会議の実施に向けてのアドバイスを行い、又は本市が委託する弁護士への法律相談の手続、内部公益通報の手続、不当要求行為報告の手続、不当行為等発生報告の手続に関する情報提供等を行うものとする。

(リスクマネジメント会議)

第10条 所属は、毎月前半及び後半に各1回、リスクマネジメント会議を実

施するものとする。

- 2 リスクマネジメント会議の構成員は、所属のリスクマネジメント管理者等とする。ただし、所属のリスクマネジメント管理者が認める場合はこの限りではない。
- 3 リスクマネジメント管理者は、リスクマネジメント会議の議事を進行するものとする。ただし、所属のリスクマネジメント管理者が認める場合はこの限りではない。
- 4 リスクマネジメント管理者は、業務の繁忙等やむを得ない理由がある場合、第1項のリスクマネジメント会議を実施しないことができる。ただし、既に実施したリスクマネジメント会議以降に生じたリスクについては、その後に実施するリスクマネジメント会議において、協議しなければならない。
- 5 リスクマネジメント管理者等は、第4章に定める規定に基づきリスクマネジメント会議を実施するものとする。

(リスクマネジメント報告)

第11条 リスクマネジメント管理者は、前条第1項の規定に基づき実施したリスクマネジメント会議における協議の内容について、毎月1回、指揮監督関係にあるリスクマネジメント責任者に対して、報告しなければならない。

- 2 前項の報告（以下「リスクマネジメント報告」という。）は、様式第1号により行うものとする。

(局別報告書)

第12条 前条第1項の規定によりリスクマネジメント報告を受けたリスクマネジメント責任者は、各リスクマネジメント管理者によるリスクマネジメント報告を取りまとめた文書（以下「局別報告書」という。）を作成し、リスクマネジメント統括部署に送付しなければならない。

- 2 前項の規定による局別報告書の送付は、リスクマネジメント報告の対象とされる月の翌月7日（その日が市の休日（高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項）に当たる場合は、その後の最も近い休日でない日とする。）までに行わなければならない。

- 3 第1項の規定に基づき局別報告書を作成したリスクマネジメント責任者は、

指揮監督関係にあるリスクマネジメント管理者に対して、局別報告書の内容を通知するとともに、必要に応じて、リスクマネジメントに関する指示を行うものとする。

(全庁リスク報告書の作成)

第13条 前条第1項の規定により局別報告書の送付を受けたリスクマネジメント統括部署は、適時に、局別報告書の内容を検討した上で、リスクの内容等につき、全職員に共有すべき事項を取りまとめた文書（以下「全庁リスク報告書」という。）を作成しなければならない。

2 前項の規定による全庁リスク報告書の作成は、前条第1項の局別報告書が送付された日の属する月の第3火曜日に開催するものとされる局長会議（高松市局長会議規程（昭和42年高松市規程第34号）第4条に定めるものをいう。以下同じ。）までに行わなければならない。ただし、局長会議開催の直前に局別報告書が送付される等やむを得ない理由により全庁リスク報告書を作成する暇がないと認められる場合には、当該局長会議の次に開催される局長会議までに作成すれば足りる。

3 リスクマネジメント統括部署は、全庁リスク報告書を作成するに当たり、リスクの内容を把握する等のために必要があると認めるときは、所属職員に対して、必要な調査を実施することができる。

4 前項の規定による調査依頼を受けた所属職員は、調査に協力しなければならない。

5 リスクマネジメント統括部署は、第1項の規定により作成した全庁リスク報告書について、速やかにリスクマネジメント統括責任者に送付しなければならない。

(局長会議における全庁リスク報告書の検討等)

第14条 前条第5項の規定による全庁リスク報告書の送付を受けたリスクマネジメント統括責任者は、毎月1回、第13条第2項の規定に定める局長会議において、出席者に対して、その内容の要旨を報告するものとする。

2 第11条第1項の規定によるリスクマネジメント報告を受けたリスクマネジメント責任者は、毎月1回、第13条第2項の規定に定める局長会議にお

いて、出席者に対して、その内容の要旨を報告するものとする。ただし、局長会議開催の直前にリスクマネジメント報告がなされる等やむを得ない理由により局別報告書を作成する暇がないと認められる場合には、当該局長会議の次に開催される局長会議において報告すれば足りる。

3 リスクマネジメント責任者が、第13条第2項の規定に定める局長会議に出席しない場合には、リスクマネジメント統括責任者は、前項の規定に基づき当該リスクマネジメント責任者が報告すべき事項について、代わって報告するものとする。

4 前2項の規定による報告は、所属のリスクマネジメント報告において、第19条第1号の規定に基づき深刻度大と評価されたリスクについて行うものとする。ただし、既にリスクマネジメント最高責任者に報告したリスク（当該リスクの対応について、リスクマネジメント最高責任者又は他のリスクマネジメント責任者に報告する必要があると認められるものを除く。）についてはこの限りではない。

5 第1項、第2項又は第3項の規定による報告を受けた局長会議の出席者は、必要に応じて、当該報告を行った者に対して、全庁リスク報告書又は局別報告書の内容に関して意見を述べるものとする。

6 第1項又は第2項の規定による報告を受けたリスクマネジメント最高責任者は、必要に応じて、当該報告を行った者に対して、全庁リスク報告書又は局別報告書の内容に関して指示するものとする。

7 前項の規定による指示を受けた者は、次の各号の区分に応じて、速やかに、当該指示の内容を実施するものとする。第5項の規定による意見を受けて、当該意見を反映させるべきものと判断した事項についても、同様とする。

(1) 全庁リスク報告書に関すること リスクマネジメント統括責任者が、リスクマネジメント統括部署に対して、局長会議における指示の内容を通知し、全庁リスク報告書の内容を変更する等の措置を取るものとする。

(2) 局別報告書に関すること 報告を行ったリスクマネジメント責任者（第3項の規定による報告がなされた場合、リスクマネジメント統括責任者から前項の規定による指示の内容を通知されたリスクマネジメント責

任者とする。)が、当該指示を受けたリスクに係るリスクマネジメント管理者に対して、局長会議における指示の内容を通知し、再発防止策(潜在リスクの発生予防策を含む。以下同じ。)に反映させること等を指示するものとする。

8 局長会議においては、前項までの規定に定める他、必要に応じて、リスクマネジメントに関する全庁的な取組を協議し、情報を共有するものとする。

(全庁リスク報告書の周知)

第15条 前条の規定による局長会議終了後、リスクマネジメント統括部署は、速やかに、所属職員に対して、全庁リスク報告書(前条第7項第1号の規定による措置が取られた場合には、措置後の全庁リスク報告書とする。)の内容を周知するものとする。

#### 第4章 リスクマネジメント会議の議事

(協議内容)

第16条 リスクマネジメント会議は、次の各号に定める事項について協議するものとする。

- (1) 不祥事撲滅推進プログラムの点検によるリスクの特定
- (2) 特定したリスクの分析、評価及び対応
- (3) 過去に実施されたリスクマネジメント会議において協議されたリスクの対応状況
- (4) その他、所属のリスクマネジメント、コンプライアンスの推進、公務員倫理の高揚に関する事項

(不祥事撲滅推進プログラムの点検によるリスクの特定)

第17条 前条第1号に規定する不祥事撲滅推進プログラムの点検に当たっては、リスクマネジメント管理者が、リスクマネージャーに対し、前回のリスクマネジメント会議以後、所属に備え付けた不祥事撲滅推進プログラムの内容に沿って業務が行われていたか否かを、項目ごとに確認することにより行うものとする。

2 前項の確認の結果、不祥事撲滅推進プログラムに沿って業務が行われていないことが判明した場合又は第8条の規定による通知等によりリスクが判明

した場合には、リスクとして特定し、次条以下の規定に従い協議を進めるものとする。

(リスクの分析)

第18条 第16条第2号に規定するリスクの分析に当たっては、前条の規定により特定されたリスクについて、次の各号に定める要領により、そのリスクレベルを算定するものとする。

(1) 今後の業務における同様のリスクの発生可能性 大・中・小

(2) 今後の業務において同様のリスクが発生した場合の影響（本市に与える財産的損害又は市民からの信頼の低下をいう。）の重大性 大・中・小

2 リスクレベルを算定するに当たっては、所属の業務規模及び業務内容を基準とする。

(リスクの評価)

第19条 第16条第2号に規定するリスクの評価に当たっては、前条の規定により分析されたリスクについて、次の各号に定める要領により、その深刻度を算定するものとする。

(1) 深刻度大

ア リスクレベルを発生可能性大、重大性大と算定するリスク

イ リスクレベルを発生可能性大、重大性中と算定するリスク

ウ リスクレベルを発生可能性中、重大性大と算定するリスク

(2) 深刻度中

ア リスクレベルを発生可能性大、重大性小と算定するリスク

イ リスクレベルを発生可能性中、重大性中と算定するリスク

ウ リスクレベルを発生可能性小、重大性大と算定するリスク

(3) 深刻度小

ア リスクレベルを発生可能性中、重大性小と算定するリスク

イ リスクレベルを発生可能性小、重大性中と算定するリスク

ウ リスクレベルを発生可能性小、重大性小と算定するリスク

(リスクの対応)

第20条 第16条第2号に規定するリスクの対応に当たっては、前条の規定

により算定された深刻度に応じて、次の各号に定める要領により、再発防止策を協議するものとする。

(1) 前条第1号の規定により「深刻度大」とされたリスク 再発防止策の実施を決定するとともに、その内容を不祥事撲滅推進プログラムに反映させる。

(2) 前条第2号の規定により「深刻度中」とされたリスク 再発防止策の実施を決定する。

(3) 前条第3号の規定により「深刻度小」とされたリスク 再発防止策を実施するか否かの決定を行う。

(リスク対応状況のモニタリング)

第21条 第16条第3号に規定するリスクの対応状況について協議を行うに当たっては、年度ごとに、過去のリスクマネジメント会議において定めた再発防止策(第14条第7項第2号の規定による措置を行ったものを含む。)について、現在適切に実施されているか否か、深刻度の変化等により実施内容を変更する必要があるか否か等を協議するものとする。

2 前項の協議は、前条各号の対応を定めた年度に属する最終月に実施するリスクマネジメント会議において行うものとする。ただし、年度最終月に実施するリスクマネジメント会議において定められた再発防止策については、前項の協議を、次年度最終月に実施するリスクマネジメント会議において行うものとする。

3 第1項の規定による協議が、業務の繁忙等やむを得ない理由により前項の規定による時期に行うことができなかつた場合、当該理由が無くなつた直後に実施するリスクマネジメント会議において、当該協議を行うものとする。

4 前3項の規定による協議の結果、再発防止策が適切に実施されていないと判明したリスク、又は実施内容を変更する必要があるとされたリスクについて、リスクマネジメント管理者等は、改めて第16条第1号及び第2号の規定による協議を行った上で、必要な措置を取らなければならない。

(モニタリング報告)

第22条 リスクマネジメント管理者は、前条第1項の規定に基づき実施した

リスクマネジメント会議における協議の内容について、毎年度1回、リスクマネジメント統括部署に対して、報告しなければならない。

- 2 前項の報告（以下「モニタリング報告」という。）は、様式第2号により行うものとする。
- 3 モニタリング報告を受けたリスクマネジメント統括部署は、毎年度1回、その結果を取りまとめた文書（以下「全庁モニタリング報告書」という。）を作成し、リスクマネジメント統括責任者に送付するものとする。
- 4 リスクマネジメント統括部署は、全庁モニタリング報告書の作成を行うために必要があると認めるときは、所属職員に対して、必要な調査を実施することができる。
- 5 前項の規定による調査の依頼を受けた所属職員は、調査に協力しなければならない。
- 6 リスクマネジメント統括責任者は、第3項の規定による全庁モニタリング報告書の送付を受けた後、速やかに、リスクマネジメント最高責任者に、その内容を報告するものとする。
- 7 リスクマネジメント最高責任者は、前項の規定による報告を受けた後、速やかに、全庁モニタリング報告書の概要を公表するものとする。

## 第5章 不祥事撲滅推進プログラムの作成及び改定

（不祥事撲滅推進プログラムの作成）

第23条 所属は、リスクマネジメントに関する基本指針として、不祥事撲滅推進プログラムを作成し、備え付けなければならない。

- 2 不祥事撲滅推進プログラムは、別表に定める所属職員に共通する全庁リスク対策項目（第25条第1項の規定により改定された全庁リスク対策項目を含む。）及び所属が定める個別リスク対策項目により構成するものとする。

（個別リスク対策項目の改定）

第24条 所属は、第20条第1号の規定に基づき深刻度大とされるリスクを認識した場合、第21条第4項の規定に基づき再発防止策を変更し、不祥事撲滅推進プログラムに反映することとした場合その他不祥事撲滅推進プログラムの内容を変更する必要がある場合には、適時に、不祥事撲滅推進プロ

グラムにおける個別リスク対策項目の内容を改定するものとする。

(全庁リスク対策項目の改定)

第25条 リスクマネジメント統括部署は、第12条第1項に規定する局別報告書の送付により新たな全庁リスクを認識した場合、第14条第7項第1号の規定により、全庁リスク報告書のうち不祥事撲滅推進プログラムにおける全庁リスク対策項目の改定を内容とする部分を変更する措置が取られた場合、その他不祥事撲滅推進プログラムの内容を変更する必要がある場合には、適時に、不祥事撲滅推進プログラムにおける全庁リスク対策項目の内容を改定するものとする。

2 前項の改定は、第15条の規定による全庁リスク報告書の内容を周知する方法により行うものとする。

3 前項の周知がなされた場合、リスクマネジメント管理者は、全庁リスク報告書の内容に従い、所属に備え付けた不祥事撲滅推進プログラムの内容を改定しなければならない。

## 第6章 雑則

(定めのない事項)

第26条 本市のリスクマネジメントについて、この要綱に定めのない事項は、リスクマネジメント最高責任者が定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

(施行期日)

第2条 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(施行期日)

第3条 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(施行期日)

第4条 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

(施行期日)

第5条 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。